

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(空中線電力の許容偏差)  
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(空中線電力の許容偏差)  
第十四条 「同上」

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
「一〇六 略」		
七 次に掲げる送信設備 「一〇六 略」 (七) 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備 「八 略」	[略]	[略]
「八〇十八 略」		

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
「一〇六 同上」		
七 「同上」 「一〇六 同上」 (七) 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備 「八 同上」	[同上]	[同上]
「八〇十八 同上」		

「二〇四 略」

「二〇四 同上」

(副次的に発する電波等の限度)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「略」

第二十四条 「同上」

「二〇四 略」

「二〇四 同上」

15 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別(無線設備が、応答のための装置(無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハ、第四十九条の三十四第二項第八号において同じ。))から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。)用の陸上移動局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
一 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は移動体識別用の陸上移動局の受信装置

15 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別(無線設備が、応答のための装置(無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハにおいて同じ。))から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。)用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
一 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の受信装置

「表略」

「表同上」

二 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(前号に規定するものを除く。)の受信装置

二 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の受信装置

〔表略〕

〔三 略〕

〔16～30 略〕

(九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備)

第四十九条の三十四 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(次項に規定するものを除く。)の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

〔一～七 略〕

2|| 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

二 空中線電力は、一ワット以下であること。

三 送信空中線は、その絶対利得が六デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得六デシベルの送信空中線に一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

四 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が九一六・八MHz以上九二〇・八MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。以下この号及び第七号並びに別表第二号第8及び別表第三号24(1)において同じ。)を使用するものであること。ただし、中心周波数が九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzのものにあつては、単位チャネルを  
一又は二以上同時に使用するものであること。

五 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、この限りでない。

六 無線チャネルの両端における電力は、一〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。次号において同じ。)以下であること。

七 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、  
〇・五デシベル以下であること。

八 応答のための装置からの電波を受信できること。

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
[1～6 略]		
7 470MHzを超え2,450MHz以下	[1・2 略]	[略]

〔表同上〕

〔三 同上〕

〔16～30 同上〕

(九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備)

第四十九条の三十四 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

〔一～七 同上〕

〔新設〕

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
[1～6 同左]		
[7 同左]	[1・2 同左]	[同左]

下	3 簡易無線局 [4～13 略]	
[8・9 略]		
[注1～34 略]		
<p>35 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する<u>権内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局</u> (916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の陸上移動局を除く。)</p> <p>(一の単位チャネルを使用するものは、注34(6)によることができる。)の無線設備 20 (10<sup>9</sup>)</p>		
[36～57 略]		
別表第二号 (第6条関係)		
[第1～第7 略]		
<p>第8 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する<u>権内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局又は1,215MHzを超え1,260MHz以下又は2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する権内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p>[1～3 略]</p> <p>[第9～第55 略]</p> <p>第56 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、<u>200 n kHzとする</u> (第8に規定するものを除く。)</p>		
[注 略]		
[第57～第73 略]		
別表第三号 (第7条関係)		
[1～23 略]		
<p>24 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する<u>権内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局</u>、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する<u>陸上移動局</u> (916.7MHz以上920.9MHz又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局を除く。)の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する<u>権内無線局又は移動体識別用の陸上移動局</u></p> <p>[表略]</p> <p>[2] 略]</p> <p>(3) 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する<u>陸上移動局</u> (1)に規定するものを除く。)</p>		

	3 簡易無線局 (注35) [4～13 略]	
[8・9 同左]		
[注1～34 同左]		
<p>35 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する<u>権内無線局及び920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局</u> (一の単位チャネルを使用するものは、注34(6)によることができる。)の無線設備 20(10<sup>9</sup>)</p>		
[36～57 同左]		
別表第二号 (第6条関係)		
[第1～第7 同左]		
<p>第8 916.7MHz以上920.9MHz以下、1,215MHzを超え1,260MHz以下又は2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する<u>権内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p>[1～3 同左]</p> <p>[第9～第55 同左]</p> <p>第56 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、<u>200 n kHzとする</u>。</p>		
[注 同左]		
[第57～第73 同左]		
別表第三号 (第7条関係)		
[1～23 同左]		
<p>24 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する<u>権内無線局</u>、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する<u>陸上移動局</u>の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する<u>権内無線局</u></p> <p>[表同左]</p> <p>[2] 同左]</p> <p>(3) 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する<u>陸上移動局</u></p>		

〔表略〕

〔25～39 略〕

40 移動局(航空機局を除く。)のうち単側波帯(実数零点単側波帯変調方式のものを除く。)を使用する送信設備のスプリングス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び39に規定する値にかかわらず、基本周波数の尖頭電力より43dB低い値とする。

41 〔略〕

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備(14、36、41及び56の規定の適用があるものを除く。)であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリングス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

43 超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値 (1mWを0dBとする。以下43において同じ。)	
	任意の1MHzの帯域幅における平均電力	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力
〔略〕	〔略〕	〔略〕

(2) 〔略〕

〔注 略〕

〔44～61 略〕

〔表同左〕

〔25～39 同左〕

40 移動局(航空機局を除く。)のうち単側波帯(実数零点単側波帯変調方式のものを除く。)を使用する送信設備のスプリングス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び38に規定する値にかかわらず、基本周波数の尖頭電力より43dB低い値とする。

41 〔同左〕

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備(14、35、36、40及び55の規定の適用があるものを除く。)であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリングス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

43 超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値 (1mWを0dBとする。以下42において同じ。)	
	任意の1MHzの帯域幅における平均電力	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

(2) 〔同左〕

〔注 同左〕

〔44～61 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成 年 月 日から施行する。